

## 高松市病院局建設工事監察実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高松市病院局発注の建設工事（以下「工事」という。）について、その円滑な施工と施工管理技術の向上を図るとともに、工事現場における技術者の配置状況及び下請に係る工事内容の確認状況を踏まえ、必要に応じ適切な是正措置を講ずることにより、適正な施工体制の確保を図ることを目的として実施する工事監察に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象工事)

第2条 工事監察の対象となる工事は、高松市病院局の職員に併任された財政局契約監理課及び都市整備局建築課職員が処理すべき事務に関する規程（平成23年高松市病院局管理規程第6号。以下「併任規程」という。）に基づき、病院局みんなの病院事務局総務課職員に併任された財政局契約監理課職員（以下「契約監理課職員」という。）の所管する工事のうち、当初請負金額が1,000万円以上の工事とする。

2 前項の規定にかかわらず、併任規程に基づき、病院局みんなの病院事務局総務課主幹の職に併任された財政局契約監理課長（以下「契約監理課長」という。）と当該工事の担当課長（以下「工事担当課長」という。）とが協議し、必要があると認める工事についても、工事監察の対象とすることができる。

(監察員等)

第3条 工事監察に関する事務は、契約監理課長が統括する。

2 工事監察を行う監察員は、1件の工事について2名以上とし、次の各号に掲げる者の中から契約監理課長が選任する。

(1) 併任規程に基づき、病院局みんなの病院事務局総務課主幹の職に併任された財政局契約監理課技術検査室長又は当該工事の検査員（以下「検査員等」という。）

(2) 工事担当課長が指名する者

(工事監察の実施)

第4条 工事監察は、当該工事の監督員が作成する高松市病院局建設工事監督

要領の運用基準（平成24年7月1日施行）第1項第2号エの「工事施工体制等実態調査報告書」等の状況を参考とし、工事監察表（様式第1号）に基づき、次に掲げる事項について実施するものとする。

(1) 当該工事が設計図書及び関係法令に従い適正に履行されているかどうか。

(2) 適正な施工体制が確保されているかどうか。

2 工事監察は、次の各号の区分に応じ、当該各号に掲げるときに実施するものとする。

(1) 当初の請負金額が1,000万円以上かつ3,500万円未満（建築一式工事にあつては、1,000万円以上かつ7,000万円未満）の工事 検査員等が工事監察を実施する工事を指定したとき。

(2) 当初の請負金額が3,500万円（建築一式工事にあつては、7,000万円）以上の工事

ア 工事契約締結後おおむね1月を経過したとき（当該工事について既に実施した工事監察時における施工体制に変更がないときを除く。）。

イ 既に行われた当該工事の施工に要した経費の額が請負金額のおおむね2分の1の額に達したとき（既に実施した工事監察時における施工体制に変更がないときを除く。）。

(3) 契約監理課職員が所管する工事 前2号の規定により工事監察を実施する場合のほか、契約監理課長と工事担当課長とが協議し、工事監察を実施する必要があると認めるとき。

3 契約監理課長は、前項第1号に規定する工事について、当該工事の検査員等から工事監察を実施する工事として指定を受けたときは、工事監察の実施について（様式第2号）により、その旨を工事担当課長に通知し、速やかに工事監察を実施するものとする。この場合において、当該工事に係る監督員は、工事監察を実施する日の7日前までに、工事監察表（様式第1号）を検査員等に提出するものとする。

4 工事担当課長は、第2項第2号の規定に該当することにより工事監察を実施することとなったときは、工事監察の実施について（様式第3号）により契約監理課長に申し出るものとする。

- 5 契約監理課長は、前項の規定による申出を受けたとき、第2項第1号及び第3号の規定により工事監察を実施することとしたときは、監察員を選任し、速やかに工事監察を実施させるものとする。
- 6 工事監察は、受注者に対し、事前に通告することなく実施するものとする。ただし、第2項第3号の規定により実施することとした工事監察については、この限りでない。

(報告及び是正措置)

第5条 工事監察を行った監察員のうち検査員等は、その結果を直ちに契約監理課長に報告するものとする。

- 2 契約監理課長は、前項の規定による報告を受けた内容に基づき、直ちに工事担当課長に対し、工事監察結果について(報告)(様式第4号)により、報告するものとする。
- 3 前項の規定により、契約監理課長から工事監察の結果についての報告を受けた工事担当課長は、当該受注者に対し、書面により是正措置を講ずることを命ずるものとする。
- 4 工事担当課長は、当該受注者において是正措置が講じられたことを確認したときは、是正結果について(報告)(様式第5号)により、直ちに契約監理課長に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年3月1日から施行する。